

## 第2章 公告式

### ○石狩川流域下水道組合公告式条例

制 定 昭和60年11月30日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式について規定することを目的とする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記載して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、石狩川流域下水道組合事務所前の掲示場に掲示して行なう。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、前条の規定を準用して行なう。

(規程等の公表)

第4条 規程その他法令により住民に周知を要する事項及び特に周知せしめる要ありと認める事項（以下「規程等」という。）を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び組合長名等を記載して、組合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程等の公表)

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則に準用する。ただし、同条第1項中「組合長」とあるのは「その機関又はその機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程等に準用する。ただし、同条第1項中「組合長名」とあるのは「その機関の名称」、「組合長印」とあるのは「その機関の印」と読み替えるものとする。

(施行期間の特例)

第6条 条例、規則又は組合の機関の定める規則、規程若しくは組合の機関の定める規程は、それぞれの条例、規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、昭和60年11月30日から施行する。